

令和6年
第6回定例会議事録

令和6年6月26日

泉大津市教育委員会

令和6年6月26日（水）午前10時より令和6年第6回泉大津市教育委員会会議
定例会を泉大津市役所3階大会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	尾下 未彩

案件

- 日程第 1 議案第 3 2 号 教育委員会会議における会議録の作成方針（案）について
- 日程第 2 議案第 3 3 号 令和7年度使用小学校教科用図書採択について
- 日程第 3 報告第 1 2 号 誠風中学校給食室棟新築工事請負契約締結について
- 日程第 4 報告第 1 3 号 東陽中学校給食室改修工事請負契約締結について
- 日程第 5 報告第 1 4 号 小津中学校給食室棟新築工事請負契約締結について
- 日程第 6 報告第 1 5 号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について
- 日程第 7 報告第 1 6 号 泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について
- 日程第 8 報告第 1 7 号 新泉大津市教育支援センター改修工事請負契約締結について
- 日程第 9 報告第 1 8 号 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗状況について

日程第10報告第19号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

議事録署名委員

教育委員 池島 明子

会議の顛末

○竹内教育長 令和6年第6回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和6年第5回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第 3 2 号 教育委員会会議における会議録の作成方針（案）について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会会議規則第49条及び第50条に基づき、作成している議事録の作成における基本的な方針を定めるものでございます。

関係法令は記載の通りでございます。方針案につきましては別紙1をご覧ください。これまでの議事録につきましては、発言通りに議事録を作成しておりましたが、読みやすさ等を高め、情報公開による議事内容の理解度を深めるため、発言者の意図や趣旨を損なわない範囲で、文言整理を行いたいと考えております。

なお、文言整理を行ったことを示すため、別紙1、囲みの中で表現しております通り、議事録には記載の通りの注釈を掲載するものでございます。

また、以降、本方針の改定にあたっては教育委員会会議に諮るものでございます。本方針の施行についてはご承認いただいた日から施行するものでございます。

◆教育委員（西尾剛）元々、会議録であって速記録ではないですから、一言一句発言をその通り記載する必要はないですね。発言の趣旨をどこまで書くかということですが、極端な話決まったことだけ書いても、賛成反対、簡単な疑義だけでも問題ないですし、その徹底的な情報公開というのは一言一句そのままニュアンスも含めて再現したらいいですし、またどこに線引をするかっていうことになると思います。発言の趣旨を損なわない範囲で重複表現言い回しなどを整理しますと、これはその箇所について書くということですか。最後に全体として書くということですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）最後に全体として書きます。

◆教育委員（西尾剛）そしたらこれを書けば逆に重複とか重複表現とか、言い回しなど問題がないところは、全部そのまま再現していますというか、速記録みたいに記載しているというふうになりませんか。

◎教育政策課長（大塚和弘）議事録ということと言うと、市議会も議事録をとってまして事務局に確認しましたが、議会事務局の認識としては議事録っていうのは一言一句そのまま記載するという認識だったので、それに合わせるべきかなというところではありましたが、他市で教育委員会会議の会議録についてはこういった形で、文言の整理を行い、方針を定めているというところがあったので、今回同じようにご提案させていただきました。

◆教育委員（西尾剛）ただ、市議会でしたらかなりの人数がいる会議体じゃないですか。議員さんが質問して、理事者側が、答弁するというところで、質問や答弁の内容は、だからあらかじめ双方が考えてあるじゃないですか、その場で突然質問するとか、その場で突然何か答えるってことは、おそらく国会でもあまりないから、市議会でも同じだと思うんですね。それと、例えば市議会の委員会がまだあると思うんですけども、委員会は委員会で議事録とってるんですかね。

◎教育政策課長（大塚和弘）はい。それもそのままっております。

◆教育委員（西尾剛）委員会もそうしているんですね。

◎教育政策課長（大塚和弘）教育施策における決定機関になりますので、議会と同じような位置付けであるという認識でございます。ただ議会と違って、教育委員

会会議の議事録については、今後整理を行っていきたいということで今回方針をご提案しているところでございます。

◆教育委員（奥健一郎）これって議事録は公開ですよ。

◎教育政策課長（大塚和弘）はい。

◆教育委員（奥健一郎）これは外部から何か読みにくいっていうクレームがあったっていうことではないんですね。

◎教育政策課長（大塚和弘）それはいいです。

◆教育委員（池島明子）録音してるのをそのまま文章に起こしてくれるじゃないですか。その方が事務局としても楽なんじゃないかなと私は勝手に思っていたんですけど、要約しようと思うと前後の流れとかもう一度読み直さないといけないんですけど、録音したままのものを文章にあげてもらったら、誤字などを確認するだけなので、その方が事務局が楽なのでそうされた方がいいのではないかなと思っていたんですけど、こうすることによってまたお仕事が増えたりしないですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）どこまで整理したらいいかっていうその基準も明確なものはないので、そのあたりの調整っていうのは、必要になると思っております。

◆教育長（竹内悟）文字に起こしたものが僕のところに来るとですよ。改めてそれを読んだときに、誤解される言い方をしていたんだと、起こす方も大変だなと思いつながりながら読んでいて、これは誤解されるかもしれないとか、委員の皆さんの空気がもうひとつ伝わらない時があるので、どうしたものかなと思って、課長がいろいろ考えてくれて今回の提案となります。

◆教育委員（西尾剛）ただ最終的に、この会議録を確定する前に皆さんが目を通して、趣旨が曲げられてるということであれば異議を言い、その異議に理由があるかどうか異議がある時は教育長また議事録署名委員に諮って決する。それは結果も記載されるわけですから、発言の趣旨がねじ曲げられ、記載されて確定するということはないことが保障されている或いは、ねじ曲げられて記載されても、その痕跡が残ることが保障されている。異議を言ったということが、またそれで多分議事録として残ると思うんですけども、そこまで心配しなくていいんじゃないかなとは思っています。

◆教育長（竹内悟）語尾を綺麗にそろえたりというのは行っていました。時々、文章として読みやすいように変更してるときがあるので、その辺をこれで正当性を持つとうということところです。

◆教育委員（西尾剛）整理する方がどちらかというと読みやすいですよ。

◎教育政策課長（大塚和弘）関西なので、関西弁をそのまま載せてるわけではなくて、文言整理っていうのはこれまでもしてきているので、そこをきちんと方針ということで策定させていただいて、文言整理するにあたって根拠を持ちたい趣旨でございませう。

◆教育長（竹内悟）基本は録音してA Iでの議事録起こしですよ。

◎教育政策課長（大塚和弘）はい。全部聞いて、手入力ということではないです。

◎教育部長（鍋谷芳比古）簡単な関西弁や泉州弁を標準語に直させていただくとか、繰り返しの文言の修正は今までどおりさせていただけたらと考えております。また、その他、議事録作成にあたっての運用に疑義が生じましたら、都度ご相談させていただきたいと考えております。

◆教育委員（奥健一郎）文言整理をされるときには、事務局と教育長で話し合つて、メールで送っていただくというかたちでいいのではないのでしょうか。

◆教育長（竹内悟）西尾委員どうでしょう。

◆教育委員（西尾剛）趣旨とか重複とか言い回しとかには関係ないですけども、

やっぱ適当じゃないと。プライバシーに関わるようなことを議論したとか、逆にそういう載せない方がいいだろうというのありますよね。

◎教育政策課長（大塚和弘）そうですね。

◆教育委員（西尾剛）50条の議事録の記載事項に、議事の経過としてどこまで書かないといけないかということで、一言一句発言を、すべて書かないと議事の経過にならないのかということであったり、おそらくこの1から5に列挙したことを見ると、どういう流れで議題が可決ないし否決修正されるに至ったのかということが整理されて書かれていれば、議事の経過だと思うんですね。

◎教育政策課長（大塚和弘）おっしゃったように議事の経過というところの定義も含めて整理させていただいて、議事の経過を載せるのが議事録だという認識であるという説明もできるかなと思いますので、その辺りを同時並行で整理しながら運用させていただければと思います。

◆教育長（竹内悟）皆さんに議事録を送ったときには、今言われたような部分を少し気にして見ていただいて、回答していただくっていうかたちがいいかなと思います。

※議案第32号可決

△日程第2 議案第33号 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、学校教育法付則第9条の規定による、特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における使用教科書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、小学校の令和7年度使用小学校教科用図書については、令和6年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないとありますので、お諮りするものでございます。

小学校使用教科書につきましては、令和5年度に採択が行われましたので、その後4年間は、新たな教科書を採択する必要が生じなければ、同一の教科書を採択するものとされております。

また、学校教育法付則第9条の規定による教科用図書の採択につきましては、本年度使用の実績がございませんので今回もございません。従いまして、小学校におきましては、令和7年度は、本年度使用の教科用図書を採択していただきたいと考えております。

なお、採択期限につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに採択を行わなければならないとありますので、令和6年8月31日までとなっております。

資料としまして、別紙2、令和6年度使用小学校教科書一覧を添付しております。また、令和7年度使用の中学教科用図書につきましては、本年度採択となりますので、来月の教育委員会会議で議案とさせていただく予定としております。

※議案第33号可決

△日程第 3 報告第 1 2 号 誠風中学校給食室棟新築工事請負契約締結について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、デリバリー方式により実施している中学校給食において、誠風中学校で給食室棟新築工事を実施し、よりおいしい給食の提供と調理員と顔が見える関係を作ることによる、さらなる食育の推進を目的に、中学校給食においても、自校調理方式による給食を実施するために、給食室を整備する工事請負契約を締結したため報告するものでございます。

根拠法令は記載の通りです。

次に、工事請負仮契約書について説明いたしますので、次ページをご覧ください。工事概要につきましては、記載の通り新築工事一式でございます。

1 工事名は、泉大津市立誠風中学校給食室棟新築工事、2 工事場所は、泉大津市池浦町4丁目1番1号、3 工期は、市議会で議決された日から令和7年3月15日まで、4 請負代金額は、4億4,190万9,600円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,017万3,600円。5 契約保証金は、泉大津市財務規則第114条または第116条の規定によるものでございます。

請負者は泉大津市板原町5丁目10番8号貫野建設株式会社で、令和6年5月22日に仮契約を締結しており、本契約につきましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を経ましたので本契約となっているものでございます。

参考といたしまして次ページ以降に図面を添付しております。

◆教育委員（西尾剛）これは設備の費用も入っているんですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）入っています。

※報告第12号終結

△日程第 4 報告第 1 3 号 東陽中学校給食室改修工事請負契約締結について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、デリバリー方式により実施している中学校給食において、東陽中学校で給食室の改修工事を実施し、よりおいしい給食の提供と調理員と顔が見える関係を作ることによる、さらなる食育の推進を目的に中学校給食においても、自校調理方式による給食を実施するために、給食室を整備する工事請負契約を締結したため報告するものでございます。

根拠法令は記載の通りです。

次に、工事請負仮契約書について説明いたしますので、次ページをご覧ください。工事概要につきましては、記載の通り改修工事一式でございます。

1 工事名は、泉大津市立東陽中学校給食室改修工事、2 工事場所は、泉大津市池浦町4丁目4番1号、3 工期は、市議会で議決された日から令和7年3月15日まで、4 請負代金額は、2億9,152万7,500円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,650万2,500円、5 契約保証金は、泉大津市財務規則第114条または第116条の規定によるものでございます。

請負者は大阪市東成区神路1丁目12番2号、日本土建工業株式会社で、令和6年5月22日に仮契約を締結しており、本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を経ましたので本契約となっているものでございます。

参考といたしまして次ページ以降に図面を添付しております。

※報告第13号終結

△日程第5 報告第14号 小津中学校給食室棟新築工事請負契約締結について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、デリバリー方式により実施している中学校給食において、小津中学校で給食室棟新築工事を実施し、よりおいしい給食の提供と調理員と顔の見える関係を作ることによる、さらなる食育の推進を目的に中学校給食においても、自校調理方式による給食を実施するために、給食室を整備する工事請負契約を締結したため報告するものでございます。

根拠法令は記載の通りです。

次に、工事請負仮契約書について説明いたしますので、次ページをご覧ください。工事概要につきましては、記載の通り新築工事一式でございます。

1 工事名は、泉大津市立小津中学校給食室棟新築工事、2 工事場所は、泉大津市助松町2丁目13番1号、3 工期は、市議会で議決された日から令和7年2月28日まで、4 請負代金額は、3億9,952万円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,632万円。5 契約保証金は、泉大津市財務規則第114条または第116条の規定によるものでございます。

請負者は大阪府中央区瓦町2丁目4番7号、栗本建設工業株式会社で、令和6年4月15日に仮契約を締結しており、本契約につきましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を経ましたので本契約となっているものであります。

参考といたしまして次ページ以降に図面を添付しております。

※報告第14号終結

△日程第6 報告第15号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、令和6年度の学校運営協議会委員の任命について追加推薦がありましたので、委員を追加いたしましたので報告するものでございます。

根拠法令は記載の通りです。

任期はそれぞれ委嘱した日から令和7年3月31日まででございます。

追加委嘱した者は、別紙6の通りです。

※報告第15号終結

△日程第7 報告第16号 泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、令和7年度から中学校で使用する教科用図書の採

択に係る泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱について、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項により、教育長が教育事務を執行したので報告するものでございます。

根拠法令としましては、泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則、第1条、泉大津市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、泉大津市教育委員会は、泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置く。第4条、選定委員会は、委員6名以内をもって組織する。第5条、委員は次に掲げるもののうちから教育委員会が任命または委嘱する。1 教育委員会事務局職員、2 泉大津市義務教育諸学校の校長、3 泉大津市義務教育諸学校に在籍する児童生徒の保護者となっております。

資料としまして別紙7、令和6年度泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会名簿を添付しております。

※報告第16号終結

△日程第8 報告第17号 新泉大津市教育支援センター改修工事請負契約締結について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、ベルセンター建物の改修工事に着手し、不登校児童生徒の支援とともに、教育相談や進路相談などの相談機能及び教職員の研修環境をより充実させることを目的として、新教育支援センターを整備する工事請負契約を締結したため、その報告を行うものでございます。

工事の内容としましては、次ページをご覧ください。

工事の概要の通り、改修工事一式でございます。1 工事名は、新泉大津市教育支援センター改修工事、2 工事場所は、泉大津市東雲町9番54号、3 工期は、市議会で議決された日である令和6年6月20日から令和7年3月14日まで、4 請負代金額は、2億3,028万8,300円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税が、2,093万5,300円、5 契約保証金は、泉大津市財務規則第114条または第116条の規定によるものでございます。

請負者は大阪市東成区神路1丁目12番2号、日本土建工業株式会社で、令和6年5月22日に仮契約を締結しており、本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を経たため、本契約となっているものでございます。

次ページ以降に図面を添付しております。

※報告第17号終結

△日程第9 報告第18号 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗状況について

◎こども育成課長（里見崇）趣旨は、泉大津市就学前教育保育施設再編実施計画において、第1期、令和2年度から令和6年度に位置付けられている条南小学校区と、第2期、令和7年から令和11年度に位置付けられている浜校区の整備につ

いてのご報告でございます。条南小学校区につきましては、条南幼稚園の廃園後、令和6年4月1日から旧条南幼稚園在園児、4歳児12名、5歳児7名を、みらいずこども園にて受け入れを行ったところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年10月から、旧条南幼稚園舎の解体工事、12月から新みらいずこども園の建設工事、令和8年4月に新みらいずこども園の開園を予定しております。

次に、浜小学校区についてでございますが、泉大津市東港公園内認定こども園設置運営事業者及び東港公園実施設計事業者選定の結果、(1)優先交渉権者としたしまして、社会福祉法人因明会に決定いたしました。(2)公園内認定こども園の定員としたしましては132名を予定しております。(3)今後のスケジュールとしたしましては、令和6年度中に東港公園リニューアル設計、リニューアル基本設計を予定しております。この際に市民ワークショップの予定をしております。令和7年1月から12月に認定こども園の整備工事、令和7年度中に東港公園リニューアル工事を行います。令和8年4月に、仮称東港公園内認定こども園の開園と東港公園のリニューアルオープンを予定しております。

- ◆教育長(竹内悟)みらいず認定こども園は現みらいず認定こども園がなくなって、条南幼稚園の跡地にひとつになるんですね。
- ◎こども育成課長(里見崇)そうですね。みらいず認定こども園が今、条南校区にあるんですけども、条南幼稚園の跡地に新しい園舎を建てた後、令和8年4月に引っ越しです。旧のところは、保育施設としての予定はしてないというふうには聞いていますが、法人さんが何か別の事業で使用するかどうかというのは未定です。
- ◆教育長(竹内悟)各園に待機児童数が多かったのが、0歳児の受け入れを頼んでいませんでしたか。
- ◎こども育成課長(里見崇)民間園さんに令和5年度に、みらいずさんではなくて2番の方で選ばれている因明会さんが、認定こども園がばるを今運営していただいてまして、その運営の中で、1歳と2歳の待機児童出てる部分について、新たに14名ずつ増やしていただいたという経過はあります。
- ◆教育長(竹内悟)この因明会の方は今のばるもあって、次もあるということですか。
- ◎こども育成課長(里見崇)そうですね。ばるは運営したままで、次も新たに建てていただいて運営していただくので、市内で因明会さんは2園になります。

※報告第18号終結

△日程第10報告第19号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

- ◎教育政策課長(大塚和弘)趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものでございます。
対象期間は令和6年5月1日から令和6年5月31日まででございます。
内容につきましては別紙9をご覧ください。申請件数は9件で、全件承認としております。番号1及び9については、新規事業でございます。1については職業体験、9については主権者教育という目的及び内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内及び近隣市で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、過去の事業実績から主催者に事務事業遂行能力が認められると判断し承認したものでございます。

※報告第19号終結

午前10時44分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員